

アスベスト除去等整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

アスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する病院の開設者
(但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。)

3 事業内容

アスベスト等のばく露のおそれがある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を行うものとする。なお、除去工事等の実施及び除去工事等により発生したアスベスト等を含む廃棄物の処理については関係法令等を遵守することとする。

地球温暖化対策施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、地球温暖化対策に資する病院及び診療所（以下「病院等」という。）の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 病院等において省エネルギーに関する規程等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。
- (2) 整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量が整備前より減少することが見込まれるものであって、整備内容の例の概要は以下のとおりとする。
 - ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備
 - イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用するための整備
 - ウ 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備
 - エ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を行い、トイレの洗浄水等に利用するための整備
 - オ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備
 - カ 高効率熱源機器の導入整備

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業実施要綱

1. 目的

潜在看護職員の再就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在看護師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員の確保を図るとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図る。

2. 委託先

都道府県

3. 事業の内容

都道府県が看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在看護師等を対象に教育研修が充実している病院での臨床実務研修及び看護職員の確保が困難な地域・医療機関に指導看護師と研修看護師等を派遣し、臨床実務研修を行うとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図るための実務研修を行うものとする。

4. 事業の実施

- (1) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催

実施期間

原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。

- (2) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施事業の実施期間、定員

ア 実施期間 20日～60日程度

イ 定員 10人程度

- (3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

医療関係者養成確保対策費等補助金、 医療関係者研修費等補助金及び臨床研 修費等補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 これらの補助金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保、資質の向上、離職の防止及び就業の促進、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた看護職員の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）における教育内容の向上、並びに医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図り、もって安心・信頼してかけられる医療の確保を目的とする。

(交付の対象)

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 医療関係者養成確保対策費等補助金（看護師等養成所運営事業）
 - ア 平成15年9月1日医政発第0901005号厚生労働省医政局長通知「「看護師養成所2年課程（通信制）」導入促進事業の実施について」（以下「看護師養成所2年課程（通信制）導入促進事業実施要綱」という。）に基づき都道府県が行う事業
 - イ 看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営事業に対して都道府県が補助する次に掲げる事業
 - (ア) 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業
 - a 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く）
 - b 国家公務員共済組合及びその連合会
 - c 健康保険組合及びその連合会

- d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- e 学校法人及び準学校法人
- f 医療法人
- g 社団法人及び財団法人

ただし、上記のうち f 及び g については、学校教育法第 124 条の規定による「専修学校」又は同法第 134 条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。（ただし、助産師養成所及び看護師養成所 2 年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）

(イ) 「看護師養成所 2 年課程（通信制）導入促進事業実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う看護師等養成所 2 年課程（通信制）導入促進事業

- a 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は除く）
- b 国家公務員共済組合及びその連合会
- c 健康保険組合及びその連合会
- d 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- e 学校法人及び準学校法人
- f 医療法人
- g 社団法人及び財団法人
- h その他厚生労働大臣が認める者

(ウ) 平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331025 号厚生労働省医政局長通知「助産師養成所開校促進事業の実施について」に基づき次に掲げる者が行う助産師養成所開校促進事業

- a 日本赤十字社
- b 社会福祉法人
- c 全国厚生農業協同組合連合会
- d 国家公務員共済組合及びその連合会
- e 健康保険組合及びその連合会
- f 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- g 学校法人及び準学校法人
- h 医療法人
- i 社団法人及び財団法人
- j その他厚生労働大臣が認める者

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業

平成 5 年 5 月 6 日健政発第 297 号厚生省健康政策局長通知「中央

ナースセンター事業の実施について」に基づき社団法人日本看護協会が行う事業

イ 看護職員資質向上推進事業

平成11年6月11日健政発第696号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」の別紙2に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本精神科看護技術協会及び社団法人全国社会保険協会連合会が行う看護職員専門分野研修

ウ 看護職員確保対策特別事業

平成8年9月18日健政発第798号厚生省健康政策局長通知「看護職員確保対策特別事業の実施について」に基づき社団法人日本看護協会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業

エ プログラム責任者養成講習会事業

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) プログラム責任者講習会

平成18年7月3日医政発第0703011号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

(イ) 歯科医師臨床研修指導医一般講習会

平成18年7月3日医政発第0703011号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

平成16年10月14日医政発第1014002号厚生労働省医政局長通知「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施について」に基づき財団法人医療研修推進財団が行う事業

キ 薬剤師実務研修等事業

平成17年3月31日薬食発第0331029号厚生労働省医薬食品局長通知「薬剤師実務研修等事業の実施について」に基づき財団法人日本薬剤師研修センターが行う事業

ク 専門薬剤師研修事業

平成18年6月6日薬食発第0606003号厚生労働省医薬食品局長通知「専門薬剤師研修事業の実施について」に基づき社団法人日本病院薬剤師会が行う事業

ケ 専門医制度推進支援事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長
通知「専門医制度推進支援事業の実施について」に基づき社団法人日本専門
医制評価・認定機構が行う事業

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等

ア 医 師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知
「医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学附属
病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院の開設者が行う医師法
(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に定める臨床研修
の事業(研修プログラムに基づき行う事業)

イ 歯科医師

平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知
「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学
歯学部若しくは医学部附属病院(歯科医業を行わないものを除く。)
及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行
う歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2第1項に定
める歯科医師臨床研修の事業(研修プログラムに基づき行う事業)及
び公私立大学歯学部附属病院が行う臨床研修支援事業

(交付額の算定方法)

4 これらの補助金の交付額は、次の(1)、(2)のア～ケにより算出さ
れた額の合計額及び次の(3)により算出された額の合計額とする。た
だし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを
切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金(看護師等養成所運営事業)

ア 3の(1)のアに掲げる都道府県が行う事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支
出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から及び寄付金その他の収入
額(平成11年6月16日看第26号厚生省健康政策局看護課長通
知「看護婦等養成所運営費補助金の算出方法について」に定める
「寄附金その他の収入額」をいう。以下(1)において同じ。)を
控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額
の合計額を交付額とする。

ただし、別表12の都にあつては、(ア)により選定された額と総事

業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 3の(1)のイの(ア)～(ウ)に掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業

(ア) 別表2の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ 看護職員資質向上推進事業

(ア) 別表3の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 看護職員確保対策特別事業

(ア) 別表4の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

エ プログラム責任者養成講習会事業

(ア) 別表5の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) 別表6の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(ア) 別表 7 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

キ 薬剤師実務研修等事業

(ア) 別表 8 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ク 専門薬剤師研修事業

(ア) 別表 9 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ケ 専門医制度推進支援事業

(ア) 別表 10 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等

ア 別表 11 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の 10%以内の変更を除く。）には、6 に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては中国四国厚生局長、以下「地方厚生局長」とい

う。)又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。

- (2) 事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣等の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支

社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(9)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)まで、(6)及び(9)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と(5)中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。
- (12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (14) 補助事業者が国所管の民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を別紙様式5により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省(及び法人所管府省)に報告しなければならない。

(申請の手続)

6 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(3)のアの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、毎年度4月30日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(3)のアの事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度

4月30日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(3)のイの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、毎年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)、(2)及び都道府県が行う(3)のイの事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には6に定める申請手続に従い毎年度1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、6の(1)の(ア)、(3)の(ア)若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) 国は、6の(1)の(イ)、(2)、(3)の(イ)、(4)若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(3)のアの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う3の(3)のアの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う3の(3)のイの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3の(1)、(2)及び都道府県が行う(3)のイの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1

ア. 都道府県が行う事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営業	<p>「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業</p> <p>専任教員等配置経費1か所当たり 12,255,000円</p>	<p>「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員等配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(2) 添削指導員経費</p> <p>ア 添削指導員給与費</p> <p>イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(3) 事務職員経費</p> <p>ア 事務職員給与費</p> <p>イ 委託料(上記事務職員給与費とする。)</p> <p>(注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4号、第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。</p> <p>以下同じ。</p>

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等	<p>a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、及び(6)の合計額</p> <p>1 保健師養成所 (1) 養成所1か所当たり 8,284,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,211,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数に1人当たり12,800円を乗じて得た額</p> <p>2 助産師養成所 (1年間で教育を行うもの) (1) 養成所1か所当たり 8,284,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 2,211,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p> <p>(2年間で教育を行うもの) (1) 養成所1か所当たり 4,142,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 1,105,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 268,000円 (4) 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料(上記教員経費のうち(1)~(4)に該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費とする。)</p> <p>5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 (1) 実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万円未満の備品に限る。)) 使用料及び賃借料</p>

I 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成所	<p>3 看護師(3年課程)養成所 (全日制)</p> <p>(1) 養成所1か所当たり 16,178,000円</p> <p>(2) 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円</p> <p>(3) 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円</p> <p>(4) 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p> <p>(5) 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて 得た額</p> <p>(6) へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定 時制)</p> <p>(1) 養成所1か所当たり 12,134,000円</p> <p>(2) 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,658,000円</p> <p>(3) 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>(4) 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて 得た額</p> <p>(5) へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>4 看護師(2年課程)養成所 (全日制)</p> <p>(1) 養成所1か所当たり 13,337,000円</p> <p>(2) 総定員が80人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円</p> <p>(3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p>	<p>(2) 看護職員養成確保促進 経費(旅費、需用費(印刷 製本費、食糧費(会議 費))、役務費(通信運 搬費)、使用料及び賃借 料</p> <p>(3) 委託料(上記へき地等 の地域における養成所 に対する重点的支援事業 実施経費のうち(1)及び (2)に該当するものと する。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策等補助金	看護師等養成確保対策等補助金	<p>(4) 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>(5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(定時制)</p> <p>(1) 養成所1か所当たり 10,002,000円</p> <p>(2) 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,658,000円</p> <p>(3) 事務職員分として1か所当たり 402,000円</p> <p>(4) 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>(5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(通信制)</p> <p>(1) 養成所1か所当たり 16,638,000円</p> <p>(2) 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 2,211,000円</p> <p>(3) 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,628,000円</p> <p>(4) 事務職員分として 536,000円</p> <p>(5) 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて得た額</p> <p>5 准看護師養成所</p> <p>(1) 養成所1か所当たり 8,080,000円</p> <p>(2) 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,211,000円</p> <p>(3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	<p>(4) 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額</p> <p>(5) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円</p> <p>(注)</p> <p>1 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は学生の定員のいずれか少ない方とする。</p> <p>2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p> <p>3 へき地等の地域は次のとおりとする。</p> <p>(1) へき地等の地域</p> <p>人口5万人未満（ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）」に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度については、なお従前の例による。）の市町村であつて、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するもの。</p> <p>ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域</p> <p>イ 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域</p> <p>ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営業	<p>エ 山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村</p> <p>(2) 看護職員不足地域 一般病院の看護職員数が3:1未満の二次医療圏</p> <p>b 「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業</p> <p>専任教員等配置経費1か所当たり 12,255,000円</p>	<p>「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費</p> <p>専任教員等配置経費</p> <p>(1) 教員経費</p> <p>ア 専任教員給与費</p> <p>イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(2) 添削指導員経費</p> <p>ア 添削指導員給与費</p> <p>イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費</p> <p>ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア及びイに該当するものとする。)</p> <p>(3) 事務職員経費</p> <p>ア 事務職員給与費</p> <p>イ 委託料(上記事務職員給与費とする。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	c 助産師養成所開校促進事業 専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円	助産師養成所の開校準備に必要な次に掲げる経費 専任教員配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア及びイに該当するものとする。)

別表2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	中央ナースセンター(看護職員確保センター)事業(人件費)	9,580千円	中央ナースセンター(看護職員確保センター)事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、賃金
	中央ナースセンター(看護職員確保センター)事業(運営事業費)	133,016千円	中央ナースセンター(看護職員確保センター)事業に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費)、使用料及び賃借料、委託料

別表 3

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員資質向上推進事業	看護職員臨床技能向上推進事業 看護職員専門分野研修 1コース当たり 5,191千円	看護職員臨床技能向上推進事業（看護職員専門分野研修）の実施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、消耗品費

別表 4

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	看護職員確保対策特別事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、謝金、旅費（外国旅費を含む。）、消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、通信運搬費、保険料、広告料、雑役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

別表 5

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	プログラム責任者養成講習会事業	11,226千円	プログラム責任者養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 6

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	歯科医師臨床研修指導医講習会事業	I プログラム責任者講習会 3,907千円	プログラム責任者講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費
		II 歯科医師臨床研修指導医一般講習会 3,305千円	歯科医師臨床研修指導医一般講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 7

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	医導療者関等係養職成種講習会施事設業指	I 診療放射線技師 998千円	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費
		II 臨床検査技師 1,083千円	
		III 視能訓練士 565千円	
		IV 歯科技工士 551千円	

別表 8

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	薬剤師実務研修等事業 (4年制卒業薬剤師研修事業)	15,200千円	4年制卒業薬剤師研修事業を行うために必要な次に掲げる経費 雑役務費
	薬剤師実務研修等事業 (指導薬剤師実務実習実施講習会事業)	40,730千円	指導薬剤師実務実習実施講習会事業を行うために必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、使用料及び賃借料（会場借料）

別表 9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	専門薬剤師研修事業	114,835千円	専門薬剤師研修事業を行うために必要な経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料

別表 10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	専門医制度推進支援事業	42,734千円	専門医制度推進支援事業を行うために必要な経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、外国旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料

別表 1 1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修等補助金	臨床研修事業（教育指導）	<p>I 医師</p> <p>◎ 単独型又は管理型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>1 指導医経費</p> <p>（1）指導医経費</p> <p>ア 1種地域及び2種地域 (67,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>イ 3種地域 (56,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>ウ 4種地域 (51,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>エ 5種地域 (45,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>（2）賃金 (17,000円/月額)×研修医延人数</p> <p>2 剖検経費（1学年平均研修医数） 大学病院にあっては、 (40,000円/年額)×研修医数 臨床研修病院にあっては、 (95,000円/年額)×研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費（プログラム管理に係るもの）</p> <p>3 賃金（指導医及びプログラム責任者の補助者雇上経費）</p> <p>4 役務費（通信運搬費）</p> <p>5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>6 研修に必要な備品、医療機器（患者に使用するものを除く）、庁用器具（視聴覚教育機器）、図書（医学用図書雑誌）等購入費</p> <p>7 需用費 医薬材料費（医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費</p> <p>8 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>3 プログラム責任者等経費 次に掲げる（1）及び（2）の合計額 （1）基本業務（1 学年平均研修医数）</p> <p>（ア）研修医 1 人 654,000円／年額 （イ）研修医 2～19人 981,000円／年額 （ウ）研修医20人～ 1,962,000円／年額</p> <p>（2）目標達成管理等 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>4 研修管理委員会経費 257,000円／年額</p> <p>5 へき地診療所研修支援経費 （10,000円／日額）×事業延日数</p> <p>6 医師不足地域宿日直研修事業経費 1 種又は 2 種地域に所在する病院又は診療所</p> <p>（1）1 年次生 （100,000円／月額）×宿日直研修事業延月数 ただし、100,000円の月額単価は、1 月間における宿日直日数が 4 日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が 4 日に満たない場合は、「25,000円×1 月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>（2）2 年次生 （67,000円／月額）×宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1 月間における宿日直日数が 4 日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が 4 日に満たない場合は、「16,750円×1 月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p>	<p>9 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>10 へき地診療所の研修経費旅費</p> <p>11 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数 1 日当たり当直医師 1 名分の手当に限る。）</p> <p>12 指導医養成講習会の開催に必要な次に掲げる経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費（会議費））、役務費（通信運搬費） （ただし、医師不足地域に所在する単独・管理型病院において、指導医養成講習会を開催する場合に限る。）</p> <p>13 医師不足地域等研修支援経費 旅費</p> <p>14 医師不足地域等の臨床研修病院の研修医確保経費 旅費、役務費（通信運搬費）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料</p> <p>15 臨床研修外部指導経費 謝金、旅費</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修	<p>7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p>	
	事 業 費 (教 育	<p>8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする</p>	
	指	<p>9 指導医養成講習会開催経費 当該年度に開催指針に基づく指導医養成講習会を開催し、かつ、1種又は2種地域に所在する病院 1,030,000円/年額</p>	
	導 経 費	<p>10 医師不足地域等研修支援経費 4種又は5種地域における病院 (131,000円/月額) × 1種又は2種地域の病院で研修を行う事業延月数 ただし、1人当たりの月数の上限は6月とする。</p>	
)	<p>11 医師不足地域等の臨床研修病院の研修医確保経費 自病院が所在する地域以外において自病院のPRを行い、かつ1種又は2種地域に所在する病院 98,500円 × 実施回数 ただし、実施回数の上限は4回を限度とする。</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修等補助金	臨床研修事業（教育指導）	<p>12 臨床研修外部指導経費</p> <p>1種又は2種地域に所在する病院が自病院以外の特定の分野に精通した指導医等を招聘し、自病院の研修医又は指導医等に指導を行った場合。</p> <p>ただし、招聘の合計期間の下限は5日以上とする。</p> <p style="text-align: right;">506,000円/年額</p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>1 指導医経費</p> <p>(1) 指導医経費</p> <p>ア 1種地域及び2種地域 (67,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>イ 3種地域 (56,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>ウ 4種地域 (51,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>エ 5種地域 (45,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円/月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費(1学年平均研修医数)</p> <p>大学病院にあっては、 (40,000円/年額) × 研修医数</p> <p>臨床研修病院にあっては、 (95,000円/年額) × 研修医数</p> <p>ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数/病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 研修に必要な備品、医療機器（患者に使用するものを除く）、庁用器具（視聴覚教育機器）、図書（医学用図書雑誌）等購入</p> <p>4 需用費 医薬材料費（医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費</p> <p>5 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>3 医師不足地域宿日直研修事業経費 1種又は2種地域に所在する病院又は診療所 (1) 1年次生 (100,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、100,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「25,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 2年次生 (67,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>4 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>5 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>6 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>7 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 臨 床 研 修 支 援 経 費 ） 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 臨 床 研 修 支 援 経 費 ）	<p>Ⅱ 歯科医師</p> <p>◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。）</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。</p> <p>また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額</p> <p>(1) 基本業務</p> <p>ア 研修歯科医1~19人 979,000円/年額</p> <p>イ 研修歯科医20人~ 1,958,000円/年額</p> <p>(2) 目標達成管理 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>3 研修管理委員会経費 337,000円/年額</p> <p>4 へき地診療所研修支援経費 (27,000円/年額) × 事業実施研修歯科医数</p> <p>5 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>6 臨床研修支援経費 (4,000円/日額) × 支援対象延日数(支援対象者1名につき年52日を限度とする。) +489,000円/年額(進路(就職)セミナーを開催する場合に限る。)</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)</p> <p>2 プログラム責任者人件費 (プログラム管理に係るもの)</p> <p>3 役務費(通信運搬費)</p> <p>4 指導歯科医、プログラム責任者(研修歯科医指導分)に係る謝金、人件費、手当</p> <p>5 需用費 医薬材料費(歯科医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費</p> <p>6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等へ出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費)</p> <p>7 へき地診療所の研修経費 旅費</p> <p>8 臨床研修支援事業に必要な経費で、次に掲げるもの 報償費(謝金)、旅費、人件費、手当、需用費(教材等材料費)、役務費(通信運搬費)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ） 及 び 臨 床 研 修 支 援 事 業 （ 及 び 臨 床 研 修 支 援 経 費 ）	<p>◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延 人数には、国が開設する施設等補助対象外 の施設における研修歯科医の人数は含めな いこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内 における各月の末日に在籍する研修歯科医 数の総和であること。</p> <p>1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>2 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得 ること。</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うた めに必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導歯科医にかかる謝金、 人件費、手当</p> <p>3 需用費 医薬材料費（歯科医学研 究材料費）、印刷製本費、 消耗品費、光熱水費</p> <p>4 指導歯科医が臨床研修施 設群内の施設へ出張するた めの経費、及びより高度な 指導等を行うための情報収 集及び学会等に出席するた めに必要な経費で、次に掲 げるもの 旅費、需用費（図書購入費、 教材等材料費、消耗品費）</p>

別表12

都 名	調 整 率
東 京 都	

地域診療情報連携推進費補助金交付要綱

(通則)

- 1 地域診療情報連携推進費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、地域の中心的役割を果たしている医療機関に Web 型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにすることにより、電子カルテシステムの一層の普及を図ること及び地域における医療連携体制促進の基盤として、地方公共団体の責任の下で診療情報を電子保存する地域共同利用型データセンターを設置することにより、個々の医療機関が行っている医療情報の管理経費を軽減し、互換性の確保等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知の別紙「平成21年度地域診療情報連携推進費補助金実施要綱」に基づいて行われる次の事業を交付の対象とする。
- (1) 都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣が認める者が行う Web 型電子カルテシステム導入事業。
- (2) 都道府県が行う地域共同利用型データセンター設置事業。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	(1) Web 型電子カルテシステム導入事業に必要なシステム設計・開発費、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事料を含む。） (2) 地域共同利用型データセンター設置事業に必要なシステム設計・開発費、備品購入費（取付工事料を含む。）、委託料

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管していなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 4 号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第 2 号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度 9 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6 若しくは 7 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 12 特別の事情により、4，6，7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

地域診療情報連携推進費補助金調書

平成 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付 決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	
(項) 医療情報化等推進費											
(目) 地域診療情報連携推進費補助金											

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成 年度地域診療情報連携推進費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 平成 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること。）
 - (2) その他参考となる資料

経費所要額調書

(1) 所要額等

(補助事業者名)

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 ((D)と(E)のい ずれか少ない 方の額) (F)	国庫補助 基本額 ((C)と(F)のい ずれか少ない 方の額) (G)	国庫補助 所要額 ((G)×1/2) (H)
平成 年度地域診療情報連携 推進事業 (〇〇〇型)	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 支出予定額内訳

(補助事業者名)

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	

地域診療情報連携推進事業計画書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容（〇〇〇型）

品 名	数 量	単 価	金 額	設 置 場 所
補助対象分		円	円	
小 計	—	—		—
補助対象外		円	円	
小 計	—	—		—
合 計	—	—		—

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成 年度地域診療情報連携推進費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）平成 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること。）
 - （2）契約書の写し及び検収調書の写し
 - （3）その他参考となる資料

経費精算額調書

(I) 支出済額等

(補助事業者名)

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助基本額 (G)	国庫補助所要額 (H)	国庫補助交付決定額 (I)	国庫補助受入済額 (J)	差引過△不足額 (J)-(H) (K)
平成 年度地域診療情報連携推進事業 (〇〇〇型)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 支出済額内訳

(補助事業者名)

区 分	支出済額	支 出 内 訳
	円	

地域診療情報連携推進事業実績報告書

1 施設の名称、所在地、担当者名、電話番号

2 事業目的

3 整備の内容 (〇〇〇型)

品 名	数量	単 価	金 額	設 置 場 所
補助対象分		円	円	
小 計	—	—		—
補助対象外		円	円	
小 計	—	—		—
合 計	—	—		—

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第 号により交付決定があった平成 年度
地域診療情報連携推進費補助金について、地域診療情報連携推進費補助金交付要綱5
(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は
事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要国庫補助補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金
及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱（案）

（通 則）

1. 医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号_{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）附則第14条の規定による廃止前の国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和62年法律第106号。以下「特措法」という。）第2条から第2条の3までの規定により国から資産の譲渡を受けて開設された医療機関及び独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）から資産の譲渡（独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号。以下「機構法施行令」という。）附則第21条第1項第1号から第3号までに掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて開設される医療機関（以下「移譲等施設」という。）の運営に要する経費について補助することにより、移譲等施設の運営の安定化を図ること及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、並びに医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより、死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより、安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験拠点病院として治験環境の充実に必要な経費を補助すること等により国際競争力のある医薬品・研究開発環境を整備すること、医療機関及び市町村が行う未収金対策に必要な経費を補助することにより医療機関の経営の安定化を図ること、並びに、第三者

病院機能評価事業に係る新領域評価調査者（サーベイヤー）（以下「病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）」という。）の養成及び基礎的・制度的病院機能評価の研究に必要な経費を補助し、第三者病院機能評価事業の円滑な実施を支援し、安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。

（交付の対象）

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

なお、以下の（１）①ア、キからサ、⑤、⑥イ、（２）及び（３）以外の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合には、必要に応じて、あらかじめ都道府県が総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

（１）医療施設運営費等補助金

① へき地保健医療対策事業等

ア. へき地医療支援機構運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業（へき地医療拠点病院支援システム及びへき地診療所支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

（ア）都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

（イ）都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業（へき地診療所診療支援システムを含む。）

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

（ア）都道府県が行うへき地診療所の運営事業

（イ）市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

（ウ）厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の運営事業に

対して都道府県が補助する事業

エ. へき地診療所等医師支援事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所又は過疎地域等特定診療所で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地診療所等医師支援事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所等医師支援事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所等医師支援事業に対して都道府県が補助する事業

オ. へき地巡回診療車（船）運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療事業

(イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

(ウ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、(イ)に掲げる場合を除く。）厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

(エ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

カ. 離島巡回診療ヘリ運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う離島巡回診療ヘリ運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う離島巡回診療ヘリ運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島巡回診療ヘリ運営事業に対して都道府県が補助する事業

キ. 沖縄へき地歯科診療班運営事業

沖縄県が行うへき地歯科診療班運営事業

ク. 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業

ケ. へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業

(イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業

コ. 全国へき地医療支援センター運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、社団法人地域医療振興協会が実施する全国へき地医療支援センター運営事業

サ. へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、社団法人地域医療振興協会が実施するへき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

② 救急医療対策事業

ア. 救急医療支援センター運営事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療支援センター運営事業

イ. 救急医療トレーニングセンター運営事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療トレーニングセンター運営事業

ウ. ドクターヘリ夜間搬送モデル事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うドクターヘリ夜間搬送モデル事業

(イ) 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行うドクターヘリ夜間搬送モデル事業

③ 国立病院等再編成医療施設運営事業

移譲等施設が行う事業とする。

④ 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の

開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業

(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。）

(ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

⑤ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局長通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、社団法人日本内科学会（又は代表学会事務局など）が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ウ. 産科医療補償制度運営事業

平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

⑥ 災害医療対策事業等

ア. 医療施設耐震化促進事業

平成20年4月9日医政発第0409010号厚生労働省医政局長

通知の別紙「災害医療対策事業等実施要綱」（以下「災害医療対策事業等実施要綱という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 災害医療調査ヘリコプター運営事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う災害医療調査ヘリコプター運営事業

ウ. 防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う防災訓練等活動支援事業

(イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等活動支援事業に対して都道府県が補助する事業

エ. DMA T活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 被災都道府県が行うDMA T活動支援事業

(イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行うDMA T活動支援事業に都道府県が補助する事業

⑦ 治験拠点病院活性化事業

平成19年4月13日医政発第0413004号厚生労働省医政局長通知の別紙「治験拠点病院活性化事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う治験拠点病院活性化事業

⑧ 地域医療確保支援事業

ア. 地域医療確保支援モデル事業

平成19年5月7日医政発第0507002号厚生労働省医政局長通知の別添「地域医療対策実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う地域医療確保支援モデル事業

(イ) 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域医療確保支援モデル事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 医師交代勤務等導入促進事業

平成20年4月1日医政発第0401042号厚生労働省医政局長通知の別紙「勤務医等環境整備事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う医師交代勤務等導入促進事業

(イ) 市町村及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師交代勤務等導入促進事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. 産科医療機関確保事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局
長通医の別紙「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の
事業

- (ア) 都道府県が行う産科医療機関確保事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業

⑨ 医療機関未収金対策支援事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長
通知の別紙「医療機関未収金対策支援事業実施要綱」に基づき、実施す
る次の事業

- (ア) 都道府県が行う医療機関未収金対策支援事業
- (イ) 医療機関が行う未収金対策支援事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 市町村が行う保険者等との連携体制の強化のために有効な事業に対して都道府県が補助する事業

⑩ グローバル臨床研究拠点整備事業

平成21年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長
通知の別紙「グローバル臨床研究拠点整備事業実施要綱」に基づき、厚
生労働大臣が適当と認める者が行うグローバル臨床研究拠点整備事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(3) 第三者病院機能評価支援事業費補助金

平成12年4月3日健政発第462号厚生省健康政策局長通知の別紙「第三者病院機能評価支援事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）養成事業及び基礎的・制度的病院機能評価研究事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(11)により算出された額の合計額

とする。（ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）

(1) へき地保健医療対策等の事業の交付額は、次の①から⑫により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① へき地医療支援機構運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
担当官経費	<p>1 か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1) へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア) 9,669,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p> <p>(2) へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ) へき地医療支援機構活動年間延日数 (12月×1月当たり活動日数×1日当たり勤務時間/8時間)が ア 54日以上 3,849,000円</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所、過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 委託料</p>

	<p>イ 36日以上 54日未満 2,566,000円</p> <p>ウ 36日未満 1,283,000円</p> <p>(3)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ウ) 4,276,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	
代診等担当 医師経費	<p>次により算出された額</p> <p>へき地医療支援機構勤務年間延日数 ×71,000円</p> <p>ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間/8を乗じて得た額とする。</p>	<p>へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 委託料</p>
運営経費	<p>1か所当たり次のいずれかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア) 6,696,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	<p>へき地医療支援機構の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金 報償費 旅費 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等) 役務費(通信運搬費) 委託料 使用料及び賃借料</p> <p>(都道府県がへき地医療支援機構の業務を暫定的に行う場合において</p>

	<p>(2)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ)</p> <p>5,945,000円</p> <p>なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。</p>	<p>は次に掲げる経費</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等)</p> <p>役務費(通信運搬費)</p>
協議会経費	<p>年 額 497,000円</p>	<p>へき地勤務医師等確保協議会の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>賃金</p> <p>旅費(協議会出席旅費、連絡旅費)</p> <p>報償費(協議会出席謝金)</p>
事業協力経費	<p>事業協力病院1か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地診療所等及び特例措置許可病院1か所ごとに派遣した期間が</p> <p>1. 年間9月以上</p> <p>642,000円</p> <p>2. 年間6月以上9月未満</p> <p>428,000円</p> <p>3. 年間3月以上6月未満</p> <p>214,000円</p>	<p>事業協力病院に対し支払う次に掲げる経費</p> <p>報償費</p> <p>委託料</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p>
代替医師雇上経費	<p>次により算出された額</p> <p>代替医師雇上日数×日 額 27,000円</p> <p>ただし、雇上時間が8時間に満たない場合は、上記金額に雇上時間/8を乗じて得た額とする。</p>	<p>事業協力病院での代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬</p> <p>賃金</p> <p>報償費</p> <p>委託料</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p>
振興経費	<p>1県当たり年額</p> <p>・直接運営の場合</p>	<p>へき地に勤務しようとする医師等の就職の紹介等事業に必要な次に掲げ</p>

	2,622,000円	る経費
	・委託運営の場合	賃金
	2,752,000円	旅費
		需用費
		役務費
		委託料

② へき地医療拠点病院運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	1か所当たり次により算出された額の合算額 へき地医療活動経費 (1) 巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 (2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 (3) 代診医等派遣経費	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 (研究費に計上したものを除く。)

	<p>医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数</p>	<p>需用費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託料 使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 原材料費 備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 公課費</p>
研究費	<p>1か所当たり次に定める額 (1) 医療活動年間延日数 150日以上 446,000円 (2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 334,000円 (3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 223,000円</p>	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（学会出席旅費）</p>
研修費	<p>1回当たり 56,000円</p>	<p>へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に 必要な次に掲げる経費 講師謝金 旅費 需用費（消耗品費及び印刷製本費）</p>
医療費	<p>医療に要した実支出額</p>	<p>医療に必要な次に掲げる経費 需用費（医薬材料費、医</p>

		療用消耗品費、医療機器修繕料) 備品購入費（単価50万円未満の医療用備品に限る。）
伝送装置 経 費	1 か所当たり次により算出された額 静止画像等伝送装置 ア. へき地医療拠点病院診療支援システム （887,460円＋74,290円） ×稼動月数 イ. へき地診療所診療支援システム （443,730円＋37,140円） ×導入へき地診療所数 ×稼動月数	静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 報 償 費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 需 用 費（消耗品費、修繕料等） 役 務 費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 備品購入費（単価50万円未満の庁用器具に限る。） 委 託 料（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）

③ へき地診療所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除

した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあつては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（沖縄県にあつては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>(1) ア. 診療日数1～129日 2,897,000円 + (71,000円 × 実診療日数)</p> <p>イ. 診療日数130～259日 2,897,000円 + (77,000円 × 実診療日数)</p> <p>ウ. 診療日数260日以上 2,897,000円 + (87,000円 × 実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額 25,000円 × 訪問看護日数</p>	<p>へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 需用費（研究費、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託料 使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 原材料費 備品購入費（単価50万円未</p>

		満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)
研究費	1か所当たり (1) 診療日数 1~129日 65,000円 (2) 診療日数 130~259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費 (研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費) 需用費 (医学用図書雑誌及び医学研究用材料) 備品購入費 (単価50万円未満の研究用備品に限る。)
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 需用費 (医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料) 委託料 (診療のための検査委託料) 備品購入費 (単価50万円未満の医療用備品に限る。)
伝送装置経費	1か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 36,250円×稼動月数 ただし、導入初年度にあっては45,450円を加算する。 (2) 静止画像等伝送装置 289,170円×稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 需用費 (消耗品費、修繕料等) 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料 備品購入費 (単価50万円未満の庁用器具に限る。)

④ へき地診療所等医師支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2 (沖縄県にあっては4分の3) を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
医師1人当たり 1,313,000円	へき地診療所等医師確保支援事業に必要な次に掲げる経費 職員手当等 旅費 使用料及び賃借料

⑤ へき地巡回診療車（船）運営事業

ア. 都道府県が行う事業及び社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業については、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、アに掲げる場合を除く。）、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ. 病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額		2. 対象経費
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 報償費 需用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) 役務費 委託料
区分	単価(円)	
巡回診療車	57,000	
歯科巡回診療車	62,000	
巡回診療船	厚生労働大臣に協議して定めた額	

⑥ 離島巡回診療へり運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出

額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>1 事業あたり次により算出された額</p> <p>巡回診療実施日数×1,202,000円</p>	<p>離島巡回診療へりの運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報 酬 給 料 職員手当等 共 済 費 賃 金 旅 費 報 償 費 賃 借 料 需 用 費 (消耗品費、医薬材 料費、燃料費、修繕料) 役 務 費</p>

⑦ 沖縄へき地歯科診療班運営事業

- ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	年額 4,001,000円	へき地歯科診療班の運営に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 諸謝金 報償費 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費)
医療費	年額 1,603,000円	医療に必要な次に掲げる経費 備品購入費(医療用機器購入費) 需用費(消耗品費〔歯科治療用及び歯科技工用消耗機器購入費〕、修繕料)

⑧ 離島歯科診療班派遣事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
診療班1班当たり次に定める単価 (1) 遠隔型離島 777,000円 (2) 近接型離島 140,000円 ただし、派遣日数は次のとおりとする。 (1) 遠隔型 8日間以上 (2) 近接型 2日間以上	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費 報 酬 給 料 職員手当等 賃 金 旅 費 報 償 費 需 用 費 (消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) 委 託 料

⑨ ヘき地保健指導所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
給 与 費	次により算出された額の合算額 (1) 職員基本給等 1か所当たり 4,779,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費 給 料 職員手当等 特別手当 (期末勤勉手当)

	<p>とする。</p> <p>(2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>単 価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4 級地</td> <td>7,360</td> </tr> </tbody> </table>	級地区分	単 価 (円)	1 級地	10,340	2 級地	8,800	3 級地	8,600	4 級地	7,360	<p>特地勤務手当（へき地手当） 寒冷地手当 共 済 費 賃 金（育児休業代替保健師の雇上げに要する場 合に限る。）</p>
級地区分	単 価 (円)											
1 級地	10,340											
2 級地	8,800											
3 級地	8,600											
4 級地	7,360											
保健指導 事業費	<p>1 か所当たり 336,000円</p> <p>ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼動月数/12を乗じて得た額とする。</p>	<p>保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費 旅 費 需用費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 役 務 費（伝送装置経費に計上したものを除く。）</p>										
伝送装置 経 費	<p>1 か所当たり次により算出された額 $8,400円 + 2,390円 \times \text{稼動月数}$ ただし、導入初年度にあつては、40,000円を加算する。</p>	<p>伝送装置の維持運営に必要な次に掲げる経費 需用費（消耗品費、修繕料等） 役 務 費（通信運搬費） 備品購入費（単価50万円未満の伝送装置用の庁用器具に限る。）</p>										

⑩ 全国へき地医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
年 額 36,257,000円	全国へき地医療支援センター運営事業に必要な次に掲げる経費 給 料 職員手当等 法定福利費 賃 金 報償費 役務費（通信運搬費） 使用料及び賃借料 委託料

⑪ へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	次により算出された額の合計額とする。 (1) へき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実施に必要な次に掲げる経費 報償費（謝金） 旅 費 需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費） 役務費（通信運搬費） (2) 国が都道府県の要請を受けて緊急臨時的な医師派遣の決定を行う場合であって、国が決定する病院に再就業する医師に係るへき地等勤務希望医師の再就業支援研修事業実施に必

	要な次に掲げる経費 旅費 滞在費 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 役務費（損害保険料） 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費
--	---

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 救急医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
108,595千円	救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費 7. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 8. 役務費 9. 備品購入費（サーバー） 10. 使用料及び賃借料 11. 委託費（上記1から10に該当するもの。）

② 救急医療トレーニングセンター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p>1か所当たり</p> <p style="text-align: right;">89,798千円</p>	<p>救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旅費 2. 滞在費 3. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 4. 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費） 5. 役務費（損害保険料） 6. 備品、医療機器（患者に使用するものを除く。）、庁用器具（視聴覚教育用機器）購入費 7. 海外留学費 8. 外国人講師招へい費

③ ドクターヘリ夜間搬送モデル事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額を比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) ドクターヘリ夜間搬送経費 1か所当たり $12,582\text{千円} \times \text{運営月数} / 12$ (2) 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり $17,917\text{千円} \times \text{運営月数} / 12$ (3) 照明器具設置経費 1か所当たり <p style="text-align: right;">21,000千円</p>	ドクターヘリの夜間搬送に必要な次に掲げる経費 1. ヘリコプター賃借料 2. 操縦士等拘束料 3. 燃料費 4. 保守料 5. 災害補償費(航空保険料)等 ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な次の経費 1. 常勤職員給与費 2. 非常勤職員給与費 3. 法定福利費 夜間搬送のための照明器具設置に必要な次に掲げる経費 1. 需用費 2. 役務費 3. 備品購入費

④ 中毒情報センター情報基盤整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
<p style="text-align: right;">18,490千円</p>	中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費(消耗品費、印刷

	製本費、光熱水費、燃料費等)
	5. 役務費 (通信運搬費)
	6. 委託費 (集計及び入力のための委託費)
	7. 使用料及び賃借料
	8. 備品購入費

(3) 国立病院等再編成医療施設運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、算出されたそれぞれの額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 公的医療機関の開設者等が特措法第2条第1項の規定により国から資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第1号に掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて移譲等施設を開設した場合

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1（機構法施行令附則第21条第1項第1号イからホまでに掲げる地域（以下「特例地域」という。）にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

② 公的医療機関の開設者等が特措法第2条の2の規定により国から資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第2号に掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて移譲等施設を開設した場合

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1（特例地域にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

③ 地方公共団体が特措法第2条の3の規定により資産の譲渡を受けて移譲等施設を開設し、又は機構から資産の譲渡（機構法施行令附則第21条第1項第3号に掲げる要件に該当するものに限る。）を受けて移譲等施設を開設した場合

ア. 機構法施行令附則第21条第1項第3号に規定する引継職員数（以下「引継職員数」という。）が同号イに掲げる場合に該当するとき

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1（特例地域にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 引継職員数が機構法施行令附則第21条第1項第3号ロに掲げる場合に該当するとき

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1（特例地域にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣に協議して定めた額	厚生労働大臣が定める期間の損益計算書上の一般会計繰入前経常損失額

(4) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療施設耐震化促進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
3,000千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

② 災害医療調査ヘリコプター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	災害医療調査ヘリコプターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 旅費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬材料）

	費、医療用消耗品費、燃料費、食料費) 4. 役務費（通信運搬費）
--	-------------------------------------

③ 防災訓練等参加支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加するために必要な次に掲げる経費 1. 旅費 2. 需用費（自動車借料、燃料費）

③ DMAT活動支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したDMATの活動に必要な次に掲げる経費 1. 旅費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費） 4. 役務費（通信運搬費）

(5) 治験拠点病院活性化事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
25,000千円	治験拠点病院として治験環境の充実に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料（上記1から6に掲げる経費に該当するもの。ただし、治験業務のIT化に係るものに限る。）

(6) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未

満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 地域医療確保支援モデル事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
25,000千円	地域医療確保支援事業実施に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 報償費(謝金) 7. 旅費 8. 需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費) 9. 使用料及び賃借料(会場借料) 10. 役務費(通信運搬費等) 11. 備品購入費 12. 委託料(上記1から11に該当するもの。)

② 医師交代勤務等導入促進事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。	医師交代勤務等導入促進事業に必要な次に掲げる経費
(1) 労務管理・経営管理改善調整会議経費 1回当たり 109千円	労務管理・経営管理改善調整会議に必要な賃金、報償費(講師謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食料費)役務費(通信運搬費)
(2) 医師雇上げ等に係る経費 (1,096千円/月額)×事業月数	医師に係る報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費

③ 産科医療機関確保事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり	産科医療機関確保事業に必要な次に掲げる経費
(1) 分娩取扱期間 年間9月以上 22,810千円	1. 報 酬
(2) 分娩取扱期間 年間6月以上 9月未満 15,207千円	2. 給 料
(3) 分娩取扱期間 年間6月未満 7,603千円	3. 職員手当等
	4. 法定福利費
	5. 報償費(謝金)

(7) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 特定感染症指定医療機関運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	特定感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費
1床当たり年額7,500千円	1. 需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等)
ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。	2. 役務費(通信運搬費、手数料等)
	3. 委託料
	4. 使用料及び賃借料
	5. 材料費
	6. 備品購入費(単価50万円(民間団体にあっては30万円)未満の備品に限る。)

② 第一種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金そ

の他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
1床当たりの年額4,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の備品に限る。）

③ 第二種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1床当たりの年額1,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）

(8) 第三者病院機能評価支援事業の交付額は、次により算出するものとする。
 ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）養成事業	26,762千円	病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）養成事業に必要な次に掲げる経費 賃金、諸謝金、旅費、会議費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費
基礎的・制度的病院機能評価研究事業	6,895千円	基礎的・制度的病院機能評価研究事業に必要な次に掲げる経費 賃金、諸謝金、旅費、会議費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費

(9) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療事故情報収集等事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
170,252千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雑役務費

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
176,491千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、会議費、雑役務費、光熱水費、委託料（上記経費に該当するもの。）

③ 産科医療補償制度運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
86,369千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費

(10) 医療機関未収金対策支援事業の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県はほじょした額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療機関	1か所当たり 3,743千円	医療機関未収金対策支援事業に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費
市町村	1か所当たり 474千円	5. 賃金 6. 報償費（謝金） 7. 旅費 8. 需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費） 9. 使用料及び賃借料 10. 役務費（通信運搬費等） 11. 備品購入費 12. 委託料（上記1から11に該当するもの。）

- (11) グローバル臨床研究拠点整備事業の交付額は次により算出するものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	グローバル臨床研究拠点整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）

(交付決定の下限)

5. 3の事業について、4により施設（地区等）ごとに算出された額が、別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(別表)

事業名	下限額
	千円
(1) 医療施設運営費等補助金	
① へき地保健医療対策事業	
ア. へき地医療支援機構運営事業	372
キ. へき地保健指導所運営事業	205
④ 感染症指定医療機関運営事業	42
(4) 医療施設耐震化促進事業	150

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

(別表)

区 分	事 業 名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療対策事業 ③ 国立病院等再編成医療施設運営事業 ⑥ 災害医療対策事業等 ⑧ 地域医療確保支援事業 ⑨ 医療機関未収金対策支援事業
感染症対策費	④ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	⑤ 医療安全推進事業
医薬品等研究開発推進費	⑦ 治験拠点病院活性化事業 ⑩ グローバル臨床研究拠点整備事業

- (2) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を

図らなければならない。

(9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア. 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

イ. 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第16号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金又は(13)により交付する補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者又は補助金の交付を受ける者に交付しなければならない。

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第16号様式」とあるのは、「第17号様式」と読み替えるものとする。

(13) 都道府県は、3の(1)の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第16号様式」とあるのは、「第17号様式」と読み替えるものとする。

(14) (12)又は(13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければな

らない。

- (15) 間接補助事業者又は(13)により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (16) 財団法人日本中毒情報センター、社団法人地域医療振興協会、財団法人日本医療機能評価機構及び社団法人日本内科学会は、この補助金に係る支出明細書を第18号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(申請手続)

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③、3の(1)の④のア、3の(1)の⑦及び⑩の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. ア以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) 財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (3) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のコの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、第4号の1様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (4) 社団法人地域医療振興協会が行う3の(1)の①のサの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、第4号の2様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(3)の事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第5号の1様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものと

する。

(6) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第5号の2様式による申請書に
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するもの
とする。

(7) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のウの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第5号の3様式による申請書に
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するもの
とする。

(8) 社団法人日本内科学会が行う3の(1)の⑤のイの事業

社団法人日本内科学会理事長は、第6号様式による申請書に
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するもの
とする。

(9) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑥のウの
事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、第7号様式による申
請書に
関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出する
ものとする。

(10) (1) から (9) まで以外の事業

都道府県知事は、第8号様式による申請書に
関係書類を添えて、毎年度
4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付
申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに
行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、
補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府
県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算し
て原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申
請書が到達した日から原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含
む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、国は、7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7
の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)、7の(8)、7の(9)
又は7の(10)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則とし

て2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（1）都道府県以外が行う3の（1）の①のオ、3の（1）の②のア及びイ、3の（1）の③、3の（1）の④のア、3の（1）の⑦及び⑩の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

（ア）補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度6月30日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ ア以外の場合

補助事業者は、第9号様式による報告書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（2）財団法人日本中毒情報センターが行う3の（2）の事業

財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度6月30日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（3）社団法人地域医療振興協会が行う3の（1）の①のコの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第11号の1様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（4）社団法人地域医療振興協会が行う3の（1）の①のサの事業

社団法人地域医療振興協会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第11号の2様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日（6の

(4) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(3)の事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(6) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のアの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(7) 財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の⑤のウの事業

財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号の3様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) 社団法人日本内科学会が行う3の(1)の⑤のイの事業

社団法人日本内科学会理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(9) 独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う3の(1)の⑥のウの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長は、当該年度の事業が完了したときは、第14号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(10) (1)から(9)まで以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第15号様式による報

告書に係る書類を添えて、翌年度6月30日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

13. 特別の事情により4、5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。
なお、次の（1）から（3）、（9）、（10）及び（12）から（14）の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））の設備整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。）（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業
- イ 市町村等が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業
に対して都道府県が補助する事業
- ウ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定
に基づく指定区域内に所在するへき地診療所（へき地診療所施設整備費補助
金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所をいう。）の
開設者が行う医師往診用小型雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する
事業

(3) へき地巡回診療車（船）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回
診療車の整備事業
- イ 社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業（ただし、巡回
診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）
- ウ 次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科
巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業
（ア）市町村等（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、
イに掲げる場合を除く。）（エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉
法人北海道社会事業協会
- エ 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又
は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯
科巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療
班派遣事業に必要な歯科医療機器の整備事業

(5) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業
- イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業に対して都道府
県が補助する事業

(6) 沖縄医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う医療法（昭和23年法律第205号）第31条
の規定する都道府県、市町村等及びその他厚生労働大臣の定める者（以下「公的
団体」という。）が設立する沖縄県内に所在する病院の医療機械の設備整備事業

- (7) 奄美群島医療施設設備整備事業
一般疾病の診断、治療を行う鹿児島県立大島病院の医療機械の設備整備事業
- (8) へき地保健指導所設備整備事業
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。
ア 都道府県が行うへき地保健指導所の設備整備事業
イ 市町村等が行うへき地保健指導所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業
- (9) へき地医療拠点病院設備整備事業
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。
ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業
イ 都道府県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業に対して都道府県が補助する事業
- (10) 遠隔医療設備整備事業
平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。
ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業
イ 市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業
- (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業
平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき厚生労働大臣の認める者（都道府県及び市町村等を除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業
- (12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。
ア 都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業
イ 次に掲げる者が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業
(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者
- (13) 離島等患者宿泊施設設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(14) 産科医療機関設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うへき地診療所設備整備事業

(2) ア 都道府県が行うへき地患者輸送車(艇)整備事業

(3) ア及びイ 都道府県等が行うへき地巡回診療車(船)整備事業

(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業

(5) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所設備整備事業

(6) 沖縄医療施設設備整備事業

(7) 奄美群島医療施設設備整備事業

(8) ア 都道府県が行うへき地保健指導所設備整備事業

(9) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院設備整備事業

(10) ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業

(12) ア 都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業

(13) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業

(14) ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を

控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(3) エ 都道府県が補助するへき地巡回診療車(船)整備事業

(9) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院設備整備事業

(14) イ 都道府県が補助する産科医療機関設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(5) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) イ 都道府県が補助するへき地診療所設備整備事業

(2) イ及びウ 都道府県が補助するへき地患者輸送車(艇)整備事業

(3) ウ 都道府県が補助するへき地巡回診療車(船)整備事業

(8) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所設備整備事業

(10) イ 都道府県が補助する遠隔医療設備整備事業

(12) イ 都道府県が補助するへき地・離島診療支援システム設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(13) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
へき療地所	医療機器整備費	1 か所当たり 15,750千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2分の1 (ただし、沖縄県にあっては4分の3)	1品につき 250,000円 (ただし、沖縄県にあっては、 375,000円)
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1台当たり 2,701千円 (2) ワゴン車の場合 1台当たり 1,407千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	2分の1	—
	患者輸送艇	1隻当たり 9,735千円	患者輸送艇購入費		—
	患者輸送用雪上車	1台当たり 8,155千円	患者輸送用雪上車購入費		—
	医師往診用小型雪上車	1台当たり 420千円	医師往診用小型雪上車購入費		—
へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	1台当たり 1,361千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	2分の1	—
	巡回診療用雪上車	1台当たり 4,048千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		—
	巡回診療船	1隻当たり 8,668千円 (中型の場合は1隻につき 23,847千円)	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		—
	歯科巡回診療車	1台当たり 3,568千円	次に掲げる機械器具を装備した歯科巡回診療用自動車購入費 卓上型ユニット、歯科治療台、歯科用コンプレッサー、キャビネット、煮沸消毒器、その他診療に必要な機器		—

離診 島療 歯用 科設 巡備 回	遠隔型離島 用設備	1 班当たり 1,785千円	離島歯科巡回診療に必 要な歯科医療機械器具 購入費	2 分の 1	1品につき 50,000円
	近接型離島 用設備	1 班当たり 1,050千円			1品につき 50,000円
過特 疎定 地診 域療 等所	医療機器整 備費	1 か所当たり 15,750千円	過疎地域等特定診療所 として必要な医療機器 整備費	2 分の 1	1品につき 50,000円
沖療 縄施 医設	医療機器整 備費	厚生労働大臣の 必要と認める額	病院として必要な医療 機械の備品購入費	4 分の 3	1品につき 225,000円
奄医 美療 群施 島設	医療機器整 備費	厚生労働大臣の 必要と認める額	病院として必要な医療 機械の備品購入費	2 分の 1	—
へ指 き導 地所 保健	保健師用自 動車	1 台当たり 456千円	保健師用自動車購入費	3 分の 1 (ただし、 沖縄県に あつては 2 分の 1)	—
へ病 き院 地医 療 拠点	医療機器整 備費	1 か所当たり 52,500千円	へき地医療拠点病院と して必要な医療機器購 入費	2 分の 1	1品につき 250,000円
	歯科医療機 器等整備費	1 か所当たり 26,250千円			へき地医療拠点病院と して必要な歯科医療機 器等購入費
遠隔 医療 設備	遠隔医療設 備整備費	1 か所当たり、 次に掲げる額の 合計額とする。 1 遠隔画像診断 装置 (1) 支援側医療 機関 ア テレパソロ ジー 4,389千円 イ テレラジオ ロジー 15,645千円	遠隔医療の実施に必要 なコンピュータ及び付 属機器等の購入費	2 分の 1	1か所につき 150,000円

		<p>(2) 依頼側医療機関</p> <p>ア テレパソロジー 13,553千円</p> <p>イ テレラジオロジー 14,180千円</p> <p>2 在宅患者用遠隔医療装置 7,875千円</p>			
臨床研修病院支援システム	情報通信機器	<p>1 か所当たり</p> <p>1 支援側医療機関 7,500千円</p> <p>2 依頼側医療機関 7,500千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)</p>	臨床病理検討会（CPC）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	—
へき地・離島診療支援システム	情報通信機器	<p>1 か所当たり</p> <p>1 支援側医療機関 7,500千円</p> <p>2 依頼側医療機関 7,500千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)</p>	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	—

離設 島備 等 患 者 宿 泊 施 設	初度設備費	1 室当たり 223千円 (ただし、8室 を上限とする。)	離島等患者宿泊施設 の初度設備に必要な備 品購入費	3分の1	—
産 科 医 療 機 関 設 備	医療機器整 備費	1 か所当たり 8,673千円	産科医療機関として 必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 50,000円

(交付決定の下限)

- 5 3の事業について、4により1品又は1か所につき算出された額が、4の表の第6欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を要する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管

しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（9）に掲げる条件（この場合において（1）から（4）、（6）及び（9）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（5）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（9）中「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

- (12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (14) 補助事業者が国所管の民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を第6号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

- (15) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの申請書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の場合
- 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合、国は、7の(2)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、

補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

また、次の（1）、（6）、（8）及び（9）の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合については、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収及び増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収及び増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。) (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業

イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人

恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業

(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

(6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

(8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

(9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もつとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

(8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業

(9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

(3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを

施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地 診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ア) 5床以下 240㎡ イ) 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 50㎡ (3) 看護師住宅 50㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート1か所当たり 58,808千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 50㎡ (3) 看護師住宅 50㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、 1,000千円）
へき地 保健指導所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室）	3分の1 （ただし 沖縄県に あつては 2分の1）	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県にあつては、 2,500千円）

	70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	(2) 住宅部門 (保健師住宅)		
研修医 のため の研修 施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門(視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室)、仮眠室、管理部門(管理室、更衣室、廊下、便所等)、倉庫等	2分の1	1か所につき 1,000千円
臨床研 修病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 500㎡	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室) (2) 救急診療部門 (診察室、処置室) (3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門	2分の1	1か所につき 1,000千円

		(在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 64㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
医師臨床研修病院研修医環境整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に226千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認められた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—
産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工	3分の1	1か所につき 666千円

基準面積	事請負費		
(1) 診療部門 30m ² (2) 宿泊施設 室数×40m ² (ただし2室を限度とする。)	(1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設		

- (注) 1 過去に補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業

の中止又は廃止の承認承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) 国庫補助申請予定額(複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額)が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(11)に掲げる条件(この場合において、(1)から(3)、(5)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第6号様式」とあるのは「第7号様式」と読み替えるものとする。)を付さなければならない。
- (13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (15) 補助事業者が国所管の民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を第8号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか

早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

(16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、国は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、

補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これをとりまとめるうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめるうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により、5、8、9、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名称	種目等	構造別	地域区分				
			A	B	C	D	
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800	
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900	
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500	
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800	
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500	
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800	
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900	
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500	
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800	
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500	
研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000	
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300	
		木造	184,400	175,600	166,800	158,000	
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800	
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900	
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500	
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800	
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500	
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000	
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300	
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400	
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500	
	診療棟	鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000	
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300	
	医師住宅	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800	
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900	
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800	
	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	184,100	175,300	166,500	157,800
			ブロック	160,900	153,200	145,500	137,900
		木造	184,100	175,300	166,500	157,800	
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400	
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500	
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400	
	宿泊	鉄筋コンクリート	184,100	175,300	166,500	157,800	

	施 設	ブ ロ ッ ク	160,900	153,200	145,500	137,900
		木 造	184,100	175,300	166,500	157,800

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、第2項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県